

第8章 健康で福祉が充実したまち

1 健康づくりの推進

現状と課題

- ◆生涯にわたって健康であることは、だれもが望むことです。病気の予防や早期発見、病気の進行防止は、町民一人ひとりの主体的な取り組みが重要であり、そのための情報提供や検(健)診機会の提供などの環境整備は行政の大切な役割といえます。
- ◆町民の健康づくりは、「病気の早期発見、早期治療」から、「病気のきざしを見逃さず、生活習慣を改善することで病気を予防する」ことに主眼が置かれるようになりました。本町では、従来からのがん検診に加え、高血圧症や糖尿病といった生活習慣病(※注1)の予防のため、法律改正により導入された「特定健診・保健指導」を実施し、生活習慣病に関する検(健)診とその検(健)診結果にもとづく保健指導に努めています。
- ◆今後は、町民自らが「運動、食事、睡眠」に心がけ、日頃から健康づくりに努めるとともに、主体的かつ定期的に検(健)診を受診するよう、さらなる健康づくり情報の提供や検(健)診のPR、未受診者対策、受診しやすい検(健)診環境の整備に努める必要があります。
- ◆家族関係や就労状態が多様化する現代社会では、多くの町民がさまざまなストレスの中で生活を送っています。過度なストレスは、精神面や身体面でも大きな病気の要因のひとつとされています。そのため、ストレスに早く気づき、対処する方法や、個人を支える周囲の人たちの理解や社会環境を整えていく必要があります。
- ◆家族制度の崩壊が社会問題化する中で、朝食を食べない子どもや若い世代が増え、インスタント食品の過剰摂取、野菜の摂取不足などの食生活の乱れにより、将来的に生活習慣病の増加が懸念されています。そのため、平成17(2005)年、国は食育基本法を制定し、食

育を国民的課題として総合的に進めることとしています。

- ◆平成21(2009)年に世界的な大流行となった新型インフルエンザは、日頃の危機管理のあり方の大切さを教えてくれました。今後、町民の生命を守るため、予防接種体制の強化や新たな感染症対策が必要です。

◆施策の方針

町民が主体的に健康づくりに取り組み、生涯を心身ともに健康に過ごすことができるように、健康づくりに関する情報提供や検(健)診、保健指導に努め、機会の提供や環境の整備などを実施・支援します。

◆施策の体系

健康づくりの推進

- ◆健康づくりの啓発
- ◆検(健)診・保健指導の充実
- ◆こころの健康づくり
- ◆食育の推進
- ◆感染症予防

<協働を推進するために>

心身ともに元気で暮らせることは皆の願いです。そのためには、家庭・地域・職場などで積極的に健康づくりや健康診断の機会を活用し、「自分の健康は自分で守る」という意識で、健康管理することが大切です。

施策の内容

①健康づくりの啓発

- 検(健)診や生活改善の効果について、広報やホームページ、リーフレットなどを活用し、広く周知します。
- ウォーキングの推進など、町民が気軽に健康づくりに取り組める環境を整備し、情報の発信を行います。

- こころの健康についての相談を充実するとともに、必要時は早期の受診をすすめるなど、関係機関と連携した支援を実施します。

- こころの病気を持つ人を支える、家族や知人、学校、地域の不安やストレスに関する相談、周囲の理解の促進を図ります。

②検(健)診・保健指導の充実

- がん検診など町民の実情に即した検(健)診内容、体制を整備し、必要な検(健)診を安心して気軽に受診できるようにします。
- 高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の予防のため、特定健診(※注2)の受診率を向上し、適切な保健指導に努めます。
- がん検診や特定健診などの受診機会を向上させるため、検(健)診の内容、対象年齢、町民の費用負担のあり方などについて検討します。

④食育の推進

- 幼児期からの食育を推進するとともに、学校給食における地産地消の取り組みやライフステージにあわせた食育に関する情報の提供に努めます。

【関連施策 7-1 農水産業の振興②】

- 食生活改善推進会(※注3)の活動を支援し、情報を発信することで、町民の健康づくりに取り組みます。

③こころの健康づくり

- うつ病などのこころの病気について情報提供を行います。

⑤感染症予防

- 予防接種の接種率向上や充実に努めます。
- 新型インフルエンザなどの新型感染症が発生したときに備え、日頃から関係機関との連携や情報交換を行い、発生時には迅速かつ適切な対応ができるように努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
特定健診受診率	36.4%	65%
がん検診受診率	8.7%	18%

(※注1)生活習慣病とは、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群。

(※注2)特定健診とは、生活習慣病予防と医療費抑制をめざし、国の医療制度改革に盛り込まれたもので、各医療保険者に対して40歳から74歳までの被保険者の検(健)診を義務付けている。

(※注3)食生活改善推進会とは、食生活を中心に自らの生活経験や学習体験などを活かしながら、健康づくりのための活動を推進していくボランティア組織。

第8章 健康で福祉が充実したまち

2 地域福祉の充実

現状と課題

- ◆近年の多様化、細分化する町民の福祉ニーズに対応するため、地域や町民との協働体制の中で地域福祉の仕組みづくりが求められています。新宮町社会福祉協議会においては、高齢者や障がいのある人などにさまざまなサービスを行っていることに加え、地域福祉活動の重要性が高まっていることから、「第2次地域福祉活動計画」が策定されていますが、総合的な地域福祉計画の策定が必要とされています。
- ◆この計画では、できるだけ住み慣れた地域の暮らしを支えるために、行政区福祉会を中心とした小地域福祉活動の基盤づくりを行い、福祉委員と民生・児童委員、老人クラブ、育成会などが連携しながら、災害時要援護者支援計画に基づく高齢者などの見守りネットワークの構築など福祉問題の解決に向けて、地域の特性に応じた福祉活動の推進が必要です。
- ◆このような町社会福祉協議会の取組を有効なものとするため、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するなど、新たな人材の育成が課題となっています。
- ◆ボランティアセンターを中心に福祉ボランティア活動の推進や情報を発信し、活動の場や機会の確保につなげるなど、ボランティア活動の全般を支援していくことが重要となってきます。

◆施策の方針

すべての町民が住み慣れた地域で、安心して健康で暮せるよう、地域福祉計画を策定し、地域福祉活動・体制の充実を図ります。

◆施策の体系

地域福祉の充実

- ◆地域福祉活動の充実
- ◆見守りネットワークの構築
- ◆福祉ボランティア活動の推進

<協働を推進するために>

町民は地域福祉サービスの対象者であるとともに担い手であることを自覚し、住み慣れた地域で安心してともに暮らせるよう、関係機関と連携・協力しながら、積極的に地域福祉に参加し、支えあう社会づくり、コミュニティづくりが大切です。

施策の内容

①地域福祉活動の充実

- 誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりのため、高齢者保健福祉計画などの各福祉計画の基本理念となる地域福祉計画を策定します。
- 民生委員・児童委員や行政区福社会などそれぞれの特性に応じた福祉活動を支援するとともに、個人では解決できない課題を住民とともに考え、行動する支援体制づくりを構築します。
- 高齢者などが地域で孤立しないように地域サロンなどの地域福祉活動を活性化します。
【関連施策 8-3高齢者福祉の充実①】
- ふれあいフェスタなどの充実に努め、福祉意識の高揚を図ります。

②見守りネットワークの構築

- 民生・児童委員や福祉委員と連携を図り、地域での高齢者などの見守りネットワークを構築します。
【関連施策 8-3高齢者福祉の充実③】

- 地域との協働により、災害時要援護者支援台帳を整備し、緊急時の対応や日頃の見守り活動に努めます。
- 老人クラブが実施する「愛の一声運動」を支援します。

③福祉ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会と協力し、新規ボランティア団体の立ち上げに支援を行います。また、福祉ボランティア団体をつなぐボランティア連絡会を支援します。
- ボランティアセンターが福祉や生涯学習などすべての公益活動の情報拠点となるよう努めます。
【関連施策 9-2協働・公益活動の推進②】

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
福祉ボランティア団体数	6団体	8団体

第8章 健康で福祉が充実したまち

3 高齢者福祉の充実

現状と課題

- ◆わが国は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでいます。本町の高齢化率は平成22(2010)年5月末現在15.74%で、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。豊かで生きがいのある人生を送るには、健康で自立した生活をだれもが望むことはもちろんですが、不幸にも病気や介護が必要になったときには家族や地域の人たちの支え、さらには行政などの公的な支援が必要となります。
- ◆本町では、高齢者が長く自立した生活を送れるよう介護予防事業に取り組み、介護保険の要介護認定率は13.5%で、県平均の17.8%と比較しても低水準で推移しています。介護保険の保険給付と町独自の福祉サービスを組み合わせながら、自立への援助に努めていますが、急増する困難なケースに対応できる人材の確保や、生活全般に関わる相談体制の確立が急務です。
- ◆今後は、高齢者の社会参加を促進し、健康で生きがいを持って生涯現役をめざしてもらえり取り組みや地域での居場所づくりが求められていることから、地域サロン事業への協力、ボランティアの育成支援、高齢者などの見守りネットワークの構築などが重要な課題となります。また、認知症対策についても、正しい知識の普及を行い、住みなれた地域で安心して暮らせるようお互いに見守り、介護者の負担を減らしていくことができるよう、今後の取り組みについて検討する必要があります。

◆施策の方針

元気で生きがいを持つ高齢者が増えるよう、高齢者の社会参加促進や健康づくりを推進するとともに、日常生活支援や相談窓口の充実に努めます。

◆施策の体系

高齢者福祉の充実

- ◆高齢者の社会参加
- ◆高齢者の健康づくり
- ◆日常生活支援の充実
- ◆相談窓口の充実

<協働を推進するために>

自らの健康は自らづくり、地域で積極的に人と人がふれあいながら、相互扶助の関係を築くことが大切です。また、各種団体や機関と連携し、高齢者などの見守り支援体制の確立が重要です。

施策の内容

①高齢者の社会参加

- 高齢者が生涯現役で生活するために、働く意欲がある人へ適切な就業の援助を行う町シルバー人材センターへの積極的な支援と、連携を図ります。
- だれもが参加しやすい地域活動や生きがいづくりの一端を担う、町老人クラブ連合会活動を支援します。
- 社会福祉協議会と連携し、地域での居場所づくりや見守りへとつながる、各地区福祉会が行うサロン活動(小地域福祉活動)を支援します。

【関連施策 8-2地域福祉の充実①】

②高齢者の健康づくり

- 健康運動教室、元気づくり教室などの介護予防事業の効果を適切に評価し推進します。
- 認知症など高齢者に起こりやすい疾患の知識を普及し、適切な治療へつながるよう支援します。
- 高齢者などの健康診査、保健指導により、要介護状態となる原因や疾患を若い頃から予防し、健康づくりの重要性を啓発します。

③日常生活支援の充実

- 生活に支障が生じたときに、適切なサービス

ス利用が受けられるように、介護保険制度や福祉サービスの周知を行います。

- 町民のニーズに応じた福祉サービスの提供を行うため、効果を評価し、内容の検討を行い必要なサービスの充実を図ります。
- 認知症に対する地域の理解を深め、認知症になっても安心して生活できるサポーター養成などの仕組みづくりに努めます。
- 地域での見守りや助け合いを促進し、異常の早期発見を行い、孤独死が放置されることがないように、高齢者などの見守りネットワークを構築します。

【関連施策 8-2地域福祉の充実②】

④相談窓口の充実

- 地域支援事業において高齢者の総合相談窓口として位置付けられている、地域包括支援センター(※注1)及び介護サポートセンターとの連携を図ります。
- 高齢者に関する相談窓口を周知し、障がいのある人や生活に関することの相談にも応じることができる総合相談窓口を設置します。
- 虐待、高齢者うつ病に対応できる人材や社会保障制度全般に対応する専門性を持つ人材の育成に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
要介護認定率	13.5%	13.5%
健康運動教室などの参加者数	2,923人	3,000人
認知症サポーター養成者数	—	1,000人

(※注1) 地域包括支援センターとは、介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療と福祉の向上を包括的に支援するための施設。

第8章 健康で福祉が充実したまち

4 障がい者福祉の充実

現状と課題

- ◆障がいの有無に関わらず、だれもが地域社会の中で安全で安心した生活と社会参加できる社会の実現が求められています。
- ◆本町では、障害者自立支援法による、相談支援事業、手話通訳派遣事業、日常生活用具給付事業など、地域の実情や障がいのある人などへの福祉サービスのニーズに応えるため、訪問入浴サービスや日中一時支援事業、障がい児長期休暇中支援事業などを実施してきました。
- ◆障害者自立支援法が施行後、身体・知的・精神に障がいのある人に同一のサービスが提供できるようになりました。しかしながら、障がいのある人へのサービスのニーズを十分に満たすサービス事業者などの社会資源が不足していることが課題となっています。
- ◆障がいのある人一人ひとりのライフスタイルにあわせ、多様化するニーズにあった支援を行うため、相談支援体制を充実することが求められています。また、行政と利用者、さらにサービスを担う事業者との連携を図るため「障害者地域自立支援協議会」(※注1)を中心に障がいのある人たちの自立した地域社会での生活支援が必要です。

◆施策の方針

障がいのある人が社会参加や地域社会で安全で安心して生活できるよう、相談支援や社会参加、生活環境の充実など地域社会での支援施策を総合的に推進します。

◆施策の体系

障がい者福祉の充実

- ◆障がい者の自立と社会参加の促進
- ◆相談支援体制の充実
- ◆生活環境の充実
- ◆障がいのある子どもたちの療育

<協働を推進するために>

障がいのある人が、自由に社会参加しやすい環境づくりや安全で安心して生活ができるように、支援する組織づくりが大切です。

また、事業所では、障がいのある人の雇用促進や働きやすい環境づくりが求められます。

施策の内容

①障がい者の自立と社会参加の促進

- 障がいのある人たちの自立を促進し、生きがいを高めるため、地域サロンやサークルなど活動の場の確保と創設を検討します。
- 障がいのある人の自立と就労促進のために、企業に理解を求め、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。
- 障がいのある人に対する理解を深め、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図るため、啓発を充実するとともに、健常者と障がいのある人などの交流を推進します。
- 障がいのある人たちが、安心して地域での社会生活を送ることができるよう、相談・支援体制を強化します。

②相談支援体制の充実

- 障がいのある人や支援が必要な高齢者などの福祉ニーズに対応するため、情報の発信や相談のできる拠点づくりに努めます。
- 行政と民間事業者及び住民(福祉ボランティア)などとの連携を図り、当事者への福祉ニーズの対応や社会参加への支援を行う組織として、障害者自立支援法にもとづく「福津市・古賀市・新宮町障害者地域支援ネットワーク協議会」の充実に努めます。

③生活環境の充実

- 在宅介護や短期入所をはじめとした在宅福祉サービスの充実を図るため、利用者の状況やニーズに対応した自立支援給付、地域生活支援事業などサービスの充実に努めます。
- だれもが安心して安全で快適な生活が送れるようバリアフリー化やユニバーサルデザイン(※注2)の考えにもとづくまちづくりを推進します。

④障がいのある子どもたちの療育

- 障がいのある子どもたちへの早期療育に向け、関係機関との連携のもと就学前、後を通じた療育・教育体制の充実を図ります。
【関連施策 1-1子育て支援の充実⑤】
【関連施策 1-2妊産婦・乳幼児の健康づくり④】
【関連施策 1-4学校教育とその環境の充実②】
- ことばの教室などの療育施策の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園など、地域における発達障がいのある子どもたちへの支援体制の充実を図ります。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
福津市・古賀市・新宮町障害者地域支援ネットワーク協議会構成機関(団体)数	44団体	50団体

(※注1) 障害者地域自立支援協議会とは、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議のこと。

(※注2) ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

第8章 健康で福祉が充実したまち

5 社会保障の充実

現状と課題

- ◆本町の国民健康保険は、町民の約5分の1が加入しており、他の保険制度と比較して高齢者の割合が高く、国民健康保険で負担する医療費は年々増加しています。また、団塊世代の退職者や、景気の低迷による非自発的退職者の加入者増加が見込まれる一方、医療技術の高度化によって、医療費の高額化が進み、運営がより厳しい状況になっています。今後は、国民健康保険の適正な受診などの啓発による医療費の抑制が求められています。また、保健、福祉、保険、医療などの関係機関との連携を図りながら、医療費の抑制に取り組む必要があります。
- ◆国民年金制度は、不安のない生活のため不可欠な制度ですが、近年の年金をめぐるさまざまな問題や負担と給付などに対する不信感が増大する傾向にあり、若者の未納率が上昇するなど憂慮すべき状況にあります。今後も国民年金の必要性や加入などについて、対象者になお一層の啓発をしていく必要があります。
- ◆急病や事故のとき、町民だれでもが安心して医療を受けられることが必要ですが、今日、医療の専門化・高度化などにより、医師不足による救急患者の受け入れ拒否が社会問題化されていることから、救急医療体制の充実を図る必要があります。
- ◆社会保障は、病気や障がい、介護、失業など生涯にわたる生活上の不安に対して、幅広く対応するものとして、安心と安定した日常生活を送るうえで不可欠なものとなっています。特に近年の世界的な不況の影響もあって、本町の生活保護世帯も増加の一途をたどっています。

- ◆本町には、3カ所の町営住宅がありますが、老朽化が進んでおり、バリアフリーや耐震化にも十分対応できていない状況です。今後、町営住宅そのもののあり方や整備方針を明らかにする必要があります。

◆施策の方針

町民が不安のない生活を保障し、安心して生活が送れるように、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

◆施策の体系

社会保障の充実

- ◆国民健康保険事業の健全な運営
- ◆国民年金制度の啓発
- ◆地域医療体制の充実
- ◆低所得者福祉の充実

<協働を推進するために>

年金の仕組みと重要性を認識し、守り育てていくことが大切です。

また、医療費の適正化を図るために、かかりつけ医をつくり、早期受診と適正な受診を行うことが必要です。

施策の内容

①国民健康保険事業の健全な運営

- 特定健康診査や保健指導を実施し、生活習慣病対策を強化し、適正な受診の推進や医療費の適正化を図ります。
- 国民健康保険税の収納率を向上するために、未納者には納税相談を実施し、納税がしやすい方法を指導します。

②国民年金制度の啓発

- 国民年金制度の理解不足を踏まえ、正しい知識や情報を発信するとともに、相談体制の充実に努めます。
- 国民年金の必要性の理解を促し、加入を促進するため、広報やホームページなど啓発活動の強化に努めます。

③地域医療体制の充実

- 町民だれもが安心して医療サービスが受けられるよう、医師会や関係機関などとの連携を密接にし、近隣市町や関係機関との連携を図り、休日診療や救急医療体制など地域医療体制の充実に努めます。

④低所得者福祉の充実

- 低所得者の実情を把握し、粕屋保健福祉事務所やその他関係機関と協力・連携し、適切な相談に努めるなど、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- 社会福祉協議会の生活福祉資金など、生活困窮者への支援を図ります。
- 生活の安定と自立支援を促すため、生活習慣の改善に向けた生活指導や公共職業安定所と連携を密にし、適切な就労支援を行うなど、自立支援の充実に努めます。
- 町営住宅については、福祉事業としての町営住宅の必要性を検討するとともに、その整備方針を策定します。また、現在の町営住宅のバリアフリー化について建替え、改修を含め調査・研究を行います。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
国保加入者の1人当り医療費	296,769円/年	280,000円/年